

宮崎県地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 県と県内市町村が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

- 第2 宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における若者の地方移住に対する支援を強化するため、県と宮崎県移住支援事業を実施している県内市町村が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(事業の概要)

- 第4 地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 定義

この要領において、「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を、「条件不利地域」とは、以下の市町村をいう。

- ・東京都 : 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県 : 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県 : 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県 : 山北町、真鶴町、清川村

2 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、宮崎県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、居住地の市町村が地方就職支援金を給付する。

(地方就職学生支援事業)

第5 地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

1 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、4万円の地方就職支援金を支給する。

①移住等に関する要件

(ア) 移住元に関する事項

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みである。
- b 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。

(イ) 移住先に関する事項

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 宮崎県内に所在する企業に就職することが内定している。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、宮崎県内に移住する意思を有している。

(ウ) その他の事項

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県又は申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

②就業に関する要件

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が宮崎県内に所在すること
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。
※当該地域とは、移住先市町村からの通勤が可能な地域をいう。

③申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、以下の書類を移住先の市町村に提出する。

- a 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- b 申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）
※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。
- c 在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- d 交通費の領収書
- e 内定先企業による証明書（内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- f 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

- g 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(イ) 支給方法・支給時期

- a 地方就職支援金は移住先の市町村から支給するものとし、金額を一括で支給する。
- b 申請者から提出された書類等に基づいて、要件が満たされていることを確認後、速やかに支給する。

2 地方就職支援金の返還

地方就職支援金を支給した市町村（以下「市町村」という。）は、就職支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として県及び市町村が認めた場合はこの限りではない。

①全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から1年以内に市町村に転入しなかった場合

※ただし、申請時に既に市町村に住民票がある場合を除く。

(エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

※ただし、退職日から3か月以内に要領第5の1の②の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

(オ) 市町村への転入日から3年未満で市町村から転出した場合

②半額の返還

市町村への転入日から3年以上5年以内に転出した場合

③債権の回収方法

返還金の回収については、市町村が行うものとする。

3 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、必要に応じて受給者に報告を求め、立ち入り調査を実施するなどし、速やかに県と共有することとする。

また、市町村は、受給者の転入時等に、住民票の備考欄に地方就職支援金支給者である旨を記載し、転出時にこの欄を確認するなどして、返還対象となることを確認することとする。

(財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受ける額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 地方就職支援金の支給に係る事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費は、市町村が負担する。

(協力)

第7 県と市町村は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。